

山梨県公報

第百四十二号

令和二年

十一月五日

木曜日

目次

○山梨県県税条例に基づく入場料金等払戻請求権の放棄の指定	五五三
○林業種苗生産事業者の登録	五五三
○土地収用事業の認定	五五三
○建築基準法に基づく道路位置指定	五五五
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	五五五
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五五五
○落札者の決定について	五五六
○松くい虫駆除命令内容の公表	五五六
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	五五七
○一般競争入札について(四件)	五五七

告示

山梨県告示第百九十二号

山梨県県税条例の一部を改正する条例(令和二年山梨県条例第三十八号)による改正後の山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)附則第十二条の二十四第一項の規定により知事が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(県内に住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所を有する者に対するものに限る。)の全部又は一部の放棄とする。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

附則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。

山梨県告示第百九十三号

林業種苗法(昭和三十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者を登録した。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名又は名称	住所		名称	所在地
山梨 四四四	山上農園合同会社	南巨摩郡身延町常葉五七七〇番地	山上農園合同会社	南巨摩郡身延町常葉五七七〇番地	
山梨 四四五	網倉勇太	山梨市牧丘町西保下六二六番地一	同右	山梨市牧丘町西保下六二六番地一	

山梨県告示第百九十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 起業者の名称 山中湖村
- 二 事業の種類 山中湖村平野地区公園整備事業(南工区)
- 三 起業地
- 1 収用の部分 山梨県南都留郡山中湖村平野字新井地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由
- 1 法第二十条第一号要件

山中湖村平野地区公園整備事業(南工区)(以下「本件事業」という。)における

る平野地区公園（ゆいの広場ひらり）（以下「本件施設」という。）は、山中湖村（以下「起業者」という。）が、同村平野地区の観光、防災、文化交流等の拠点として設置した公園である。

本件事業は、地域住民及び観光客が、安定的かつ継続的に本件施設を利用するために、本件施設内の南工区（以下「本件起業地」という。）を保全する事業であることから、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、令和二年度補正予算（四月）において、本件事業に要する経費について予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

本件施設は、北工区、ロータリー工区及び本件起業地から構成されており、山中湖村平野地区の観光、防災、文化交流等の拠点として設置された施設である。

このうち、本件起業地では、村の重要産業であった養蚕業の文化を継承する祭事として地域住民にとって思い入れが深く、また、巨大な御神木を引き立てる祭りとして全国的にも珍しいとされている御神木祭りや、観光協会が主催し、非常に盛況であったマルシェ等が開催され、観光及び文化交流の拠点として活発に利用されている。

また、近年、観光業が村の主要産業として成長したことに伴い、災害時における観光客の避難場所整備が急務となったため、本件起業地は一時避難所としても活用されている。

このように本件起業地は、祭事及びイベントの会場並びに防災拠点として利用されており、本件起業地を保全することができなければ、本件施設の事業効果は大きく損なわれることとなる。

また、本件施設内には十五台分の駐車場があるが、これらはすべて本件起業地内に整備されており、これらを保全することができなかった場合、本件施設利用者の利便性が大きく低下することが懸念される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業は、既設の公園施設を保全するための事業であり、現況地形の改変や新たな構造物の整備は行わない。

また、本件起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置について、本件施設からのアクセスが良好であること、必要な面積を確保できること、造成が容易であり最小限の事業費で執行できること、支障となる物件が最小限であること、周辺環境への影響が小さいこと等社会的、技術的及び経済的な要件を考慮して選定された三案を比較検討した結果、本件起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたとおり、本件起業地を保全することができず、本件施設の敷地面積が減少した場合、起業者は、これまでどおり祭事や各種イベントを実施することが困難となり、本件施設の事業効果が大きく損なわれることが危惧される。

また、一時避難場所として必要とされているスペース及び本件施設利用者のための駐車場を引き続き確保するためにも、早期に本件起業地を保全することが必要である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、各種イベントの会場及び一時避難場所等として必要となる面積を保全するものであるから、必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 山中湖村役場総合政策課

山梨県告示第二百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年十月二十七日
- 二 指定道路の位置 笛吹市御坂町成田字角田下割二千五百六十番一
- 三 指定道路の幅員 最大四・〇メートル 最小四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十一・九メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年十月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人富士川流域の伝統工芸を守る会
- 2 代表者の氏名 雨宮弥太郎
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢五千四百十一番地

- 4 定款に記載された目的 この法人は、県民に対して、山梨県の伝統工芸品の普及、啓発のための展示会の開催等の事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年十月二十八日から同年十一月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年十月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人空と雲
- 2 代表者の氏名 中島秀俊
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市
- 4 定款に記載された目的 この法人は、障害者等に対して、自立や能力を活用した事業を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年十月二十八日から同年十一月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年十月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 認定特定非営利活動法人富士山クラブ
- 2 代表者の氏名 野口健
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町
- 4 定款に記載された目的 この法人は、富士山の抱える環境問題の解決に向けた活

動と情報発信を通して、国内外の諸団体、市民、行政及び企業との幅広いネットワークを構築し、広く環境保全に寄与すること、さらに富士山を有する地域全体において、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年十月二十八日から同年十一月二十八日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る借入物品等

- (一) 名称 無線LAN関連機器
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年十月十三日
- 四 落札者

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

(二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 二千五百十二万六千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年九月三日

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 区域及び期間

1 区域 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間 令和二年十一月二十六日から同年十二月三日まで

二 森林病虫害等の種類 森林病虫害等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫三行すべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をかく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をかく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をかく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由 一 一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一 一の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうか

を確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三二に規定する樹木、三三に規定する伐採跡地又は三三に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一二に定める期間内に三に掲げる措置を行わな
いとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部
又は一部を行うことができる。

5 知事は、四の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措
置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け
ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する
額をその者から徴収することができる。

6 一一の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理す
る者は、令和二年十一月十九日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出し
て不服を申し出ることができる。

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オン
ザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地

二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーントウン甲府東 山梨県甲府市向町字
蛭田百二十三番一外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨クリーンサービス 代表取締役 功刀鉄也 山梨県甲府市和戸町千二百十九番地四 外二者	株式会社ゼロエミッション 代表取締役 永長敬造 東京都八王子市大和田町五丁目八番十号 外二者

3 変更の年月日 令和二年十月十七日

三 届出年月日 令和二年十月二十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年三月五日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ
ケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成さ
れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に
関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係る
ものである。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 プロジェクター用スクリーン

(二) 数量 八百四十三台

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和三年三月十九日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指
名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置
を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号
のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させな
いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していな
いもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつ

てその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に合致した物品及び数量を確実に納入することができること、かつ、調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンスを速やかに提供できることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であること。

4 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和二年山梨県告示第八十号）に定める競争入札の参加資格（「情報機器」、「視聴覚機器」又は「文具・事務機」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和二年十一月十九日（木）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和二年十二月十一日（金）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。

四 入札手続等

1 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトでダウンロードすることもできる。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

2 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十二月十七日（木）午後一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第八十条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八十条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Projector Screen (843)

2 Date and time for tender: 1:00PM December 17, 2020

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 書画カメラ

(二) 数量 五百六十二台

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和三年三月十九日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に合致した物品及び数量を確実に納入することができること、かつ、調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンスを速やかに提供できることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であること。

4 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和二年山梨県告示第八十号）に定める競争入札の参加資格（「情報機器」、「視聴覚機器」又は「文具・事務機」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和二年十一月十九日（木）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和二年十二月十一日（金）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。

四 入札手続等

1 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

2 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十二月十七日（木）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室
入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

- 5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

- 1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。
 - 5 違約金の有無 有
 - 6 最低制限価格の有無 無
 - 7 前払金の有無 無
 - 8 その他
(一) 詳細は、入札説明書による。
(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五)
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Document Camera (562)
 - 2 Date and time for tender: 2:00PM December 17, 2020
 - 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501
Japan TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量 充電保管庫(四十台用) 百七十七台、充電保管庫(二十台用) 十台
 - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限 令和三年三月十九日
 - 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
 - 2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - 3 この公告に示した調達物品の規格(仕様)に合致した物品及び数量を確実に納入することができること、かつ、調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンスを速やかに提供できることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であること。
 - 4 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札

に参加する者に必要な資格等（令和二年山梨県告示第八十号）に定める競争入札の参加資格（「情報機器」、「通信機器」又は「文具・事務機」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和二年十一月十九日（木）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和二年十二月十一日（金）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。

四 入札手続等

1 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトでダウンロードすることもできる。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

2 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十二月十八日（金）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免

除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Charging Station (Capacity: 40～devices) (177) , Charging Station (Capacity: 20～devices) (10)

2 Date and time for tender: 10:00AM December 18, 2020

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501

Japan TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十一月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 学習者用コンピュータ

(二) 数量 六百六十二台

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和三年三月三十一日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に合致した物品及び数量を確実に納入することができること、かつ、調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンスを速やかに提供できることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であること。

4 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和二年山梨県告示第八十号）に定める競争入札の参加資格（「情報機器」、「通信機器」又は「文具・事務機」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和二年十一月十九日（木）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和二年十二月十一日（金）までに当該参加資格を有すると認め

られた者であること。
四 入札手続等

1 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトでダウンロードすることもできる。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

2 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十二月十八日（金）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第八八條の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 落札者の決定方法 規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―二二九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Student Learning Devices (662)

2 Date and time for tender: 11:00AM December 18, 2020

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501
Japan TEL 055-223-1395

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番